

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 北九州市若松区響町一丁目79番地1

氏名 株式会社NRS
代表取締役 中山 卓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3 年 2 月 3 日

許可の有効年月日 令和 10 年 2 月 2 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設 設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2191番2
設置年月日 平成20年12月20日
処理能力 120t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

- （1）中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は983m³以下とすること。
- （2）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類）の保管数量はそれぞれ4.83m³以下とすること。
- （3）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。））の保管数量は57.6m³以下とすること。
- （4）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず）の保管数量は0.2m³以下とすること。
- （5）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は14.5m³以下とすること。

以下余白

（以下裏面記載）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 2月 3日 更新許可

令和 3年 2月 3日 更新許可

令和 4年 5月30日 変更届出により選別施設の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

